

最大
100万円！



国の重点支援地方交付金活用事業

新発田市先端設備等導入補助金のご案内

新発田市では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けて導入する設備について、固定資産税相当額の一部または全部を補助します！

○補助対象者

新発田市内に事業所を有する中小企業者または個人事業主で、以下のすべてに当てはまる者

- ・資本金1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主であること
- ・市から先端設備等導入計画の認定を受けていること
- ・市税の滞納がないこと
- ・新発田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと
- ・大企業者でないこと（大企業の子会社等も含む）

○対象設備

市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得する設備で以下の要件をすべて満たすもの

- ・生産、販売等の事業の用に直接供されるもの
- ・中古資産でないもの
- ・投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に記載されたもの

【最低取得金額】

- | | |
|-----------------|--|
| ・機械及び装置…160万円以上 | ・測定工具及び検査工具…30万円以上 |
| ・器具及び備品…30万円以上 | ・建物附属設備 …60万円以上
(家屋と一緒にとなって効用を果たすものを除く) |

○補助金額

賃上げ率によって補助内容が異なります。（どちらも上限100万円）

補助率
1/2

年率1.5%以上の賃上げ

固定資産税特例制度適用後の

3年間分の

固定資産税相当額の1/2

全額
補助

年率3%以上の賃上げ

固定資産税特例制度適用後の

5年間分の

固定資産税相当額

※固定資産税の特例措置を受けるには別途申請が必要です。

○申請期間

令和8年2月1日(日)～令和9年1月31日(日) ※予算がなくなり次第終了

○補助金交付までの流れ

計画認定

補助金申請

設備導入

実績報告

補助金交付

○提出先・問い合わせ先

〒957-8686

新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた6階

新発田市商工振興課 工業振興係

☎0254-28-9650 ✉shoukou@city.shibata.lg.jp

▼補助金の詳細
について



▼先端設備等導入計画
の認定について

